

記入例（申請書（請求書）（申請を必要とする世帯の場合） 表面）

令和5年度清水町価格高騰重点支援臨時給付金申請書（請求書）
（申請を必要とする世帯の場合）

2ページ目（裏面）の【誓約・同意事項】を必ずお読みいただき、すべてに該当するか確認の上、申請書をご提出ください

清水町長 宛て

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者（世帯主）

（フリガナ） 氏名	生年月日	現住所
シミズ ユウスイ	明治・大正 昭和・平成・令和 40年1月2日	清水町堂庭210番地の1 シミズマンション101号 電話 055 (98) 2101
清水 湧水		

世帯主が申請者になります。

2. 申請者が属する世帯の状況

※令和5年6月1日時点の世帯の全ての構成員について記載

○ 令和5年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税課税（非課税）証明書写し又は納税通知書の写しを添付して下さい。（該当者全員）
※住民税課税（非課税）証明書写し又は納税通知書の写しを添付して下さい。

申請者が属する世帯の方全員を記入してください。
※同じ家に住んでいても世帯が別であると申請している世帯もあります。
わからない場合は、世帯全員の住民票を取得し、確認してください。

No.	（フリガナ） 氏名	申請者と続柄	生年月日	住所	課税状況
1	（申請者）	本人	●●●●●●●●	□現住所と同一 □異なる	□非課税 □未申告 <input checked="" type="checkbox"/> 均等割のみ課税
2	シミズ カキコ 清水 祐子	妻	明治・大正 昭和・平成・令和 41年8月9日	□現住所と同一 □異なる	□非課税 □未申告 <input checked="" type="checkbox"/> 均等割のみ課税
3	シミズ ワク 清水 湧	子	明治・大正 昭和・平成・令和 5年6月7日	□現住所と同一 <input checked="" type="checkbox"/> 異なる	横浜市港北区 篠原町2937 □非課税 □未申告 <input checked="" type="checkbox"/> 均等割のみ課税
4	シミズ ハナコ 清水 花子	母	明治・大正 昭和・平成・令和 17年8月9日	□現住所と同一 <input checked="" type="checkbox"/> 異なる	沼津市御幸町16-1 □非課税 □未申告 □均等割のみ課税
5			明治・大正 昭和・平成・令和	□現住所と同一	□非課税 □未申告

この場合、清水 湧さんと清水 花子さんの「令和5年度 住民税課税非課税証明書や納税通知書の写し」の添付が必要となります。令和5年1月1日時点でのお住まいの市町村（湧さんは横浜市港北区、花子さんは沼津市）が発行したものの写しを添付してください。

3. 振込口座（原則、1. の申請・請求者名義）

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付して

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 （右詰めでお書きください。）	口座名義（カナ） ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうすい	きく	普通	654321	シミズ ユウスイ
金融機関コード ▲▲▲▲				
支店コード ▲▲▲▲				
2当座				

世帯主の方の口座を記入してください。

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から着しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、清水町福祉介護課地域福祉係＜価格高騰重点支援臨時給付金担当＞（電話055-981-8207）にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

記入例（申請書（請求書）（申請を必要とする世帯の場合） 裏面）

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 令和5年度清水町価格高騰重点支援臨時給付金(以下「価格高騰重点支援給付金」という。)の支給要件(※)に該当します。
※ 価格高騰臨時給付金の支給対象となるためには、以下の要件のいずれかを満たす必要があります。
 ア 世帯の全員が、令和5年度住民税非課税である。
 イ 世帯全員が「令和5年度町県民税が均等割のみ課税」もしくは世帯全員が「令和5年度町県民税が均等割のみ課税」の人と「令和5年度町県民税が非課税」の人のみで構成されている世帯である。
 上記ア、イに該当した場合でも、上記世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者は対象になりません。
- ② 世帯の中に、住民税の申告が必要であるにも関わらず未申告である者はいません。
- ③ 既に価格高騰重点支援給付金の支給を受けた世帯ではありません。又、他市町村に転居した世帯ではありません。
- ④ 価格高騰重点支援給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、町が必要と認める資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することになります。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、町において支給決定をした後は価格高騰重点支援給付金の支給決定書となります。
- ⑦ 町が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由に該当した場合、町が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、価格高騰重点支援給付金の支給決定書は取り消しとなります。
- ⑧ 価格高騰重点支援給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や価格高騰重点支援給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、価格高騰重点支援給付金を返還します。

※誓約・同意事項で特に確認していただきたいことは以下のとおりです。

- ・外国人の方、租税条約による免除により非課税となっている場合は対象外です。
- ・未申告の方がいる場合は、先に税務課で申告を行ってください。収入がなかった場合でも申告は必要です。

提出書類

- 令和5年度清水町価格高騰重点支援臨時給付金申請書(請求書)(申請を必要とする世帯の場合)(本書) ※ 必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証等、申請・請求者本人が所有するものをご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- (「現住所と令和5年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分)
令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税課税(非課税)証明書』の写し(コピー)又は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行した『令和5年度住民税納税通知書』の写し(コピー)

添付書類に漏れがないか、申請前に確認、チェックしてください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 5 年 8 月 15 日

申請者氏名 清水 湧水

世帯主の方の署名をお願いします。(押印は不要です。)

確認書の記入が終了しましたら、同封の封筒に入れ、清水町役場福祉介護課に令和5年11月30日までに返送してください。審査の上、問題がなければ2~3週間程度で降り込みます。

※審査の際、不備等、確認したい場合は申請者の電話にお電話させていただく場合があります。